

新 活力ある農業・農村施設整備事業（県単独事業）

<事業目的>

- 本県農業の維持・発展を図るためには、生産者の所得向上を促進する基盤整備に加え、4パーミル・イニシアチブや有機農業など環境に配慮した農業の推進や先端技術の活用によるスマート農業を促進する必要がある。
- また、農村地域の活性化には安心して暮らせる環境であることに加え、都市住民の活力を活かすことも重要であるため、豪雨や地震に備えた防災・減災対策、都市農村交流を促進する施設の整備が必要である。
- このため、市町村等が行う地域の特性やニーズに応じたきめ細かな農業生産基盤と農村環境基盤の整備を総合的に支援

事業の内容

① 特産農産物生産支援整備事業（拡充）

従来の特産農産物生産支援整備事業の対象地域に、4パーミル・イニシアチブや有機農業、スマート農業の実装に取り組む地域（予定含む）を加え、農産物の高付加価値化、生産者の所得向上につなげる生産基盤整備を推進

- ・補助先 市町村、農協、土地改良区等（補助率50%以内）
- ・事業内容 農道、水路の整備、土壌改良等
- ・採択要件 特産農産物生計画を作成した地域で受益面積3ha以上（ただし、市町村が30%以上負担する場合は1ha以上）
環境保全型農業等に取り組む地域（実施予定地域を含む）で受益面積1ha以上



無人防除機（スマート農業）

② 鳥獣害防止施設整備事業（拡充）

従来鳥獣害防除事業で実施している防止柵等の新設に加え、整備後の被害対象獣の変化や更新時期を向かえる施設の整備に対応するため、整備の対象に機能強化、更新整備を加え、鳥獣被害防止対策を推進

- ・補助先 市町村、農協、土地改良区等（補助率50%以内）
- ・事業内容 鳥獣害防止施設等の新設、機能強化、更新整備
- ・採択要件 鳥獣害防除施設であって、その受益面積が3ha以上（ただし、市町村が30%以上負担する場合は1ha以上）



鳥獣害防止柵整備

③ 農村地域防災対策促進事業（新規）

農村地域の防災・減災対策を促進するために実施する、農業水利施設や農道等の整備

- ・補助先 市町村（補助率50%以内）
- ・事業内容 人家や農地など財産への影響がある農業水利施設、土砂崩落防止施設の整備
避難・救援活動への影響が大きい農道等の整備
- ・採択要件 国補助要件に該当しないこと
受益面積1ha以上



土砂崩落防止施設整備

④ 都市農村交流促進事業（新規）

都市農村交流を促進するため、交流の拠点となる農業施設に付帯する休憩所や水飲場、トイレ等の整備

- ・補助先 市町村等（補助率50%以内）
- ・事業内容 休憩所や水飲み場、トイレ等の施設整備
- ・採択要件 都市農村交流の促進に必要な農業施設に付帯する施設の整備で、1地区あたりの補助金額500万円以内



トイレ整備